

「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制について（論点）

（１）基本的な考え方

- ・ 待機児童がいる自治体や都市部周辺に対しては、引き続き保育ニーズに対応するための受け皿整備等が必要ではないか。
- ・ 「こども誰でも通園制度」の実施に伴う受け皿整備や人材確保が必要ではないか。
- ・ 主として、人口減少地域を念頭に、多機能化や地域共生の観点での支援や、地域における子育ての拠点として施設機能維持が必要ではないか。
- ・ 保育人材の確保に総合的に取り組んでいく必要があるのではないか。

（２）主な個別論点

①受け皿整備について

- ・ 「こども誰でも通園制度」の実施に向けた整備目標を設定が必要ではないか。
- ・ 待機児童解消のための認可保育所等の整備目標（新子育て安心プランでは14万人分）についてはどう考えるか。
※令和5年4月1日現在の待機児童数：2,680人

②人材確保について

- ・ 保育DXを含めた働きやすい職場の環境づくり、新規資格取得支援、潜在保育士も含めた就業支援、保育の魅力発信などに総合的に取り組んでいく必要があるのではないか。
- ・ 保育士、保育補助者、保育支援者の役割分担の在り方の整理が必要ではないか。

③人口減少地域における拠点としての施設機能の維持

- ・ 人口減少地域でのこどもの育ちに焦点を当て、多機能化や多世代共生など、地域共生社会を実現するための観点を踏まえ、拠点としての施設の機能や役割、支援策についてどう考えるか。

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(2) 少子化対策・こども政策

(こども大綱の推進)

全てのこども・若者の健やかな成長を社会全体で支えていく。このため、こども・若者を権利の主体としてその意見表明と参画を促進しながら、若者が主体となって活動する団体等の継続的な活動を促進する環境整備に向けて取り組むとともに、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく幼児期までの育ちの質の向上、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく地方自治体や民間団体への支援とともに、保育現場の負担軽減を図りつつ、人口減少地域における施設の多機能化等を通じた保育機能の維持も含め「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の在り方を早急に示す。